

札幌市障がい児等療育支援事業実施業務委託契約候補者選考調書

札幌市障がい児等療育支援事業実施業務の委託契約候補者の案は、下記のとおりとする。

令和 4 年 3 月 2 日

契約候補者名

法人名	対象実施業務	年間委託予定額
社会福祉法人あむ	札幌市障がい児等療育支援事業実施業務	188,543 円
社会福祉法人はるにれの里	札幌市障がい児等療育支援事業実施業務	727,707 円
社会福祉法人麦の子会	札幌市障がい児等療育支援事業実施業務	2,751,743 円
社会福祉法人北翔会	札幌市障がい児等療育支援事業実施業務	212,055 円
社会福祉法人楡の会	札幌市障がい児等療育支援事業実施業務	1,703,817 円

特定随意契約とする理由

札幌市障がい児等療育支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市障がい者相談支援事業を受託している社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の法人のうち、本業務の実施を希望し、かつ適切に実施することができると思われる指定法人のみが行うものである。本業務の実施を希望しているのは上記 5 法人であり、「社会福祉法人あむ」は平成 21 年 4 月より、「社会福祉法人はるにれの里」は平成 19 年 10 月より、「社会福祉法人麦の子会」「社会福祉法人北翔会」「社会福祉法人楡の会」は平成 18 年 10 月より、現在まで継続して本業務を適切に実施している。また、委託料については要綱で定めていることから、価格についての競争性はなく、指定した法人全てと要綱において定めた金額（単価）で単価契約することから、競争入札に適さない。

根拠法令等

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（100 万円超のとき）
- ・ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 91 条ウ（100 万円以下のとき）